

日進市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

令和 元年 9月30日

条例第 29 号

日進市準用河川占用料条例(平成12年日進市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用の種類	区分	単位	占用料(単位円)	占用の種類	区分	単位	占用料(単位円)
電柱類等を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	1,100	電柱類等を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	840
	第2種電柱	1本1年につき	1,600		第2種電柱	1本1年につき	1,300
	第3種電柱	1本1年につき	2,200		第3種電柱	1本1年につき	1,700
	第1種電話柱	1本1年につき	940		第1種電話柱	1本1年につき	750
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500		第2種電話柱	1本1年につき	1,200
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100		第3種電話柱	1本1年につき	1,700
	その他の柱類	1本1年につき	94		その他の柱類	1本1年につき	75
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	6		地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,900		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,500
略				略			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。